

第91回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社 **立花エレクトック**

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためC S R推進担当の取締役を任命するとともに、担当する組織として管理本部にコンプライアンス部を設置する。同部はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) コンプライアンス部は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス部長がC S R推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、コンプライアンス部が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、C S R推進担当役員が管轄するコンプライアンス部がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する経理部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理するコンプライアンス部を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、C S R推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に

業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。

- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 社内通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組み

当社は、建設業における工事安全衛生活動として、工事に係わる社員を対象に工事安全衛生教育を実施するとともに、新任管理職、新入社員及び中途採用者を対象としたコンプライアンス研修を実施し、更には全社ISO活動を通じて業務に密着したコンプライアンス活動を推進するなど、法令及び定款を遵守するための取組みを実施しております。また、社内報にコンプライアンス違反事例を掲載し、広く社内啓蒙しております。当期における内部通報の実績はありません。

2. 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度においては12回開催し、各議案について審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性が確保されております。

また、当社グループにおける業務執行の適正及び効率性を確保するため、国内子会社・海外子会社それぞれの役員を対象とした研修会を実施し、当社グループのガバナンス強化に努めております。

3. 監査役の職務執行について

社外監査役を含む監査役は取締役会への出席を通じ、また、常勤監査役は経営執行会議及びその他の重要会議への出席を通じて、取締役の職務執行並びに内部統制の整備、運用状況を確認しております。かつ、会計監査人及び内部監査室などの内部統制に係る組織と適宜情報交換を行っており、連携を保ちながら監査役としての監査の実効性を確保致しております。

Ⅱ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

ただし、当社の支配権の移転を伴う買付提案の中には、株主の皆様が買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないものなど、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられ、このような大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断致します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かについて株主の皆様に合理的かつ適切に判断していただくためには、事前警告型買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）を導入し、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要かつ十分な機会を確保することが重要であるとと考えております。

2. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「大規模買付ルール」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為の開始を認める、というものです。

なお、当社取締役会は、本プランを適正に運用するとともに恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割り当ての発行等その時点で最も適した対抗措置を発動するか否かについて、決議するものといたします。

従って、本プランは、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則を充足し、経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に係る遵守事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計にいたしております。

(2) 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであ

り、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランの導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、2019年6月25日開催の当社第90回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社取締役会もしくは当社株主総会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

(3) 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

(4) 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

大規模買付行為に対する対抗措置の発動は、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重して、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することができるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書
(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,874	6,999	50,417	△ 893	62,397
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,211		△ 1,211
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,390		4,390
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,178	△ 0	3,177
当期末残高	5,874	6,999	53,595	△ 894	65,575

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,913	0	215	390	5,519	67,916
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,211
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,390
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 909	△ 8	△ 16	△ 194	△ 1,128	△ 1,128
当期変動額合計	△ 909	△ 8	△ 16	△ 194	△ 1,128	2,049
当期末残高	4,004	△ 7	198	195	4,390	69,966

IV 連結計算書類の「連結注記表」

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15 社

主要な連結子会社の名称

研 電 工 業 (株)	タチバナセールス (香港) 社
(株) 立花宏和システムサービス	台湾立花股份有限公司
(株) 大 電 社	立花機電貿易 (上海) 有限公司
(株) 立花デバイスコンポーネント	タチバナセールス (バンコク) 社
(株) 高 木 商 会	タチバナセールス (インドネシア) 社
立花オーバーシーズホールディングス社	高 木 (香 港) 有 限 公 司
タチバナセールス (シンガポール) 社	高機国際貿易 (上海) 有限公司

- (注) 1 タチバナセールス (シンガポール) 社・タチバナセールス (香港) 社・台湾立花股份有限公司・タチバナセールス (バンコク) 社及びタチバナセールス (インドネシア) 社は、立花オーバーシーズホールディングス社の 100% 出資子会社であります。
- 2 立花機電貿易 (上海) 有限公司は、タチバナセールス (香港) 社の 100% 出資子会社であります。
- 3 高木 (香港) 有限公司は、(株)高木商会の 100% 出資子会社であります。
- 4 高機国際貿易 (上海) 有限公司は、高木 (香港) 有限公司の 100% 出資子会社であります。
- 5 前連結会計年度において、連結子会社でありましたタチバナセールス (韓国) 社は、解散、清算しましたので、連結の範囲から除いております。ただし、清算終了までの損益計算書は連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(株)高木システム

持分法を適用していない理由

連結計算書類に与える影響が軽微であるためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年・機械装置及び運搬具4年～12年・工具、器具及び備品2年～20年であります。
- ②無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	157 百万円
建物及び構築物	0 百万円
土地	46 百万円
計	204 百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	107 百万円
短期借入金	12 百万円
長期借入金	21 百万円
計	140 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,640 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式 26,025,242 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	605	24	2019年3月31日	2019年6月11日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	605	24	2019年9月30日	2019年12月4日
計		1,211			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年5月25日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

- ①配当金の総額 605 百万円
- ②1株当たり配当額 24 円
- ③基準日 2020年3月31日
- ④効力発生日 2020年6月9日
- ⑤配当の原資 利益剰余金

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,772 円 28 銭
2. 1 株当たり当期純利益	173 円 94 銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については、預金もしくは安全性の高い金融資産によっており、事業活動に必要な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは外貨建て取引に係る債権債務についての為替相場変動をヘッジする目的、及び借入金の金利変動リスクを回避する目的に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

未収入金についてはその大半が主要仕入先に対する仕入割戻し金であり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。

有価証券・投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券で構成されており、定期的に把握した時価が管理部門担当役員に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、当社企業グループの営業取引には一部、外貨建てによるものがあり、それに伴う売掛金、買掛金は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、適宜、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用し、そのリスクを低減させております。

借入金は短期借入金、長期借入金とも主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するため信用度の高い銀行に限って取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照ください。）

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,117	17,117	-
(2) 受取手形及び売掛金	57,190		
貸倒引当金（*1）	△59		
	57,131	57,131	-
(3) 未収入金	1,764	1,764	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	18,004	18,004	-
資産計	94,017	94,017	-
(1) 支払手形及び買掛金	33,183	33,183	-
(2) 短期借入金	1,536	1,536	-
(3) 長期借入金（*2）	83	82	△0
負債計	34,802	34,802	△0
デリバティブ取引（*3）	(11)	(11)	-

（*1）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*2）1年以内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取扱証券会社からの時価情報によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 181 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(重要な後発事象)

取得による企業結合

当社は、2020年4月1日付で八洲電機株式会社が保有する八洲電子ソリューションズ株式会社（以下「八洲電子」といいます）の全株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の事業の内容

電子デバイス・コンポーネント事業

② 企業結合を行う理由

当社は、電機・電子の技術商社として、F Aシステム、半導体デバイス、施設、MS（マニファクチャリング・サービス）及び海外の5事業を有しております。この中で主力事業の一つである半導体デバイス事業では、規格品からユーザー仕様品まで、ニーズに合わせた半導体や電子デバイス製品の販売、さらにマイコンやカスタムLSIの設計開発を行っております。

そのような状況下、八洲電子が当社企業グループの一員となることは、商材ラインナップの拡充による顧客満足度の向上、販売先の重なりも少ないことによるマーケットの拡大、また、お互いの得意分野における技術補完によるソリューション提案力の強化が図れるなど、大きなシナジー効果が得られるものと判断しました。

③ 企業結合日

2020年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社立花電子ソリューションズ

⑥ 取得する議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得であるため。

(2) 被取得企業の取得原価

530百万円

V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,874	5,674	313	5,988	349	32,400	4,445	37,195	△893	48,164
当期変動額										
剰余金の配当							△1,211	△1,211		△1,211
当期純利益							3,593	3,593		3,593
別途積立金の積立						2,900	△2,900	-		-
自己株式の取得									△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,900	△ 517	2,382	△ 0	2,381
当期末残高	5,874	5,674	313	5,988	349	35,300	3,927	39,577	△894	50,546

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換 算 差額等合 計	
当期首残高	4,679	0	4,680	52,845
当期変動額				
剰余金の配当				△1,211
当期純利益				3,593
別途積立金の積立				-
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	△825	△8	△833	△833
当期変動額合計	△825	△8	△833	1,547
当期末残高	3,853	△7	3,846	54,392

VI 計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3年～50年・構築物3年～50年・車輛及び運搬具4年～6年・工具、器具及び備品2年～20年であります。

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,543 百万円
2. 保証債務	
関係会社の銀行借入金の保証	21 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	3,707 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	184 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	727 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	8,648 百万円
仕 入 高	2,522 百万円
営業取引以外の取引高	37 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	787,366 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	38 百万円
賞与引当金	266 百万円
未払事業税	48 百万円
退職給付引当金	72 百万円
有価証券評価損	82 百万円
関係会社株式	366 百万円
商品評価損	79 百万円
その他	120 百万円

繰延税金資産 小計	1,074 百万円
評価性引当額	△ 551 百万円
繰延税金資産 合計	523 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,664 百万円
その他	0 百万円

繰延税金負債 合計	1,665 百万円
繰延税金資産の純額	△ 1,142 百万円

(関連当事者情報)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱立花デバイスコンポーネント	(所有) 直接 100	コンポーネント品等を当社へ販売 資金の援助	資金の貸付 利息の受取	1,200 9	短期貸付金	1,200

(注1) ㈱立花デバイスコンポーネントに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しており、取引金額は貸付期間における平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,155 円 20 銭
2. 1株当たり当期純利益	142 円 38 銭

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を設けており、退職給付信託を設定しております。また、確定拠出年金制度も設けております。

2. 退職給付債務等の内容

a. 退職給付債務	△	4,803 百万円
b. 年金資産		5,088 百万円
c. 未積立退職給付債務 (a + b)		284 百万円
d. 未認識過去勤務費用		10 百万円
e. 未認識数理計算上の差異	△	292 百万円
f. 貸借対照表計上額純額 (c + d + e)		2 百万円
g. 退職給付引当金(前払年金費用)		2 百万円

3. 退職給付費用の内容

a. 勤務費用		230 百万円
b. 利息費用		47 百万円
c. 期待運用収益	△	52 百万円
d. 過去勤務費用の費用処理額		5 百万円
e. 数理計算上の差異の費用処理額	△	74 百万円
小計		156 百万円
f. 確定拠出年金制度の拠出金		127 百万円
g. 割増退職金等		1 百万円
h. 退職給付費用 (a+b+c+d+e+f+g)		286 百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

a. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
b. 割引率	1.0%
c. 長期期待運用収益率(退職給付信託分を除く)	1.0%
d. 過去勤務費用の額の処理年数	発生年度より10年
e. 数理計算上の差異の処理年数	発生年度より10年

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。